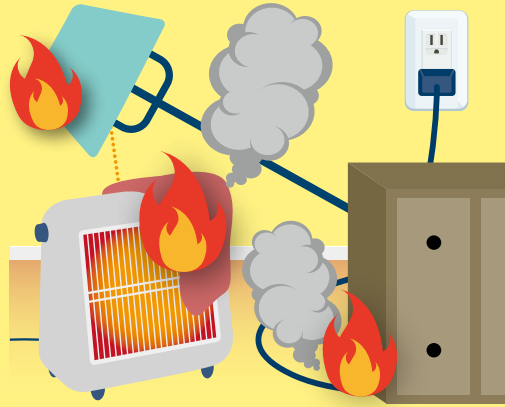


命と住まいを守る対策を

感震ブレーカー

近年の震災時に発生した火災のうち、原因が判明しているものの約6割は電気火災です。電気火災を防ぐためには、強い揺れを感じた際に自動的にブレーカーを落とし、電気を遮断する「感震ブレーカー」の設置が効果的です。工事が不要な簡易型もあります。



費用の助成を行います

設置・購入の前に申請が必要です。

設置工事費：工事費の半額（限度額6万円）
※特例世帯（下記）は工事費の5／6（限度額10万円）
器具購入費：購入費の半額（限度額5000円）
※特例世帯（下記）は購入費の全額（限度額1万円）
※特例世帯（下記）は、簡易型感震ブレーカーの無料配布も行っています（木造住宅密集地域に存する木造住宅に居住している世帯は除く）

家具類の転倒等防止対策

近年の震災でけがをした人の約3～5割が、家具類の転倒・落下・移動によるものです。家具類の転倒によるけがを防ぐとともに、円滑な避難を行うためには、**就寝場所や通路の家具の配置を工夫し、転倒・落下・移動防止の対策が重要**です。寝室や人が集まる部屋から対策しましょう。



費用の助成を行います

設置・購入の前に申請が必要です。

設置工事費：工事費の半額（限度額1万円）
※特例世帯（下記）は工事費の全額（限度額2万円）
器具購入費：購入費の半額（限度額5000円）
※特例世帯（下記）は購入費の全額（限度額1万円）

- 特例世帯は、次のいずれかに該当する世帯です。
- ▶世帯全員が満65歳以上
 - ▶世帯全員が住民税（特別区民税・都民税）非課税
 - ▶身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方または要介護4以上の認定を受けている方がいる
 - ▶木造住宅密集地域に存する木造住宅に居住している

電子申請をご利用ください 締切り 令和9年2月

設置工事費・器具購入費に係る費用助成の電子申請は、**下記ホームページ（右の二次元コード）**から行えます。持参・郵送の申請方法等の詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）からご覧ください。

📄 <https://logoform.jp/form/bUir/1655533>

電子申請



荒川区ホームページ



屋内の安全を確保することで、「在宅避難」が可能になります。「在宅避難」とは、自宅に倒壊や火災の危険がなく、安全に生活ができる場合に、避難所へ行かず自宅で避難生活を送ることです。住み慣れた環境でプライバシーを保てるため、避難所での集団生活による心身のストレスや感染症リスクを軽減できます。

大地震が発生した際に在宅避難ができるよう、日ごろから備えましょう。

問合せ 指定があるもの以外は、危機管理課防災事業係 ☎内線418

家庭内備蓄

地震が発生し、電気・ガス等のライフラインや物資の供給が止まった場合、食料や生活用品を確保しておく必要があります。

日ごろから生活に必要なものを「**家族の人数×7日間分（最低3日間分）**」を目安に備蓄しましょう。



CHECK

- ☐飲料水（大人1人1日当たり3ℓ 7日間分で21ℓ）
- ☐食料（大人1人1日当たり3食分 7日間分で21食分）
- ☐携帯トイレ（大人1人1日当たり5回分 7日間分で35回分）
- ☐生活用品等（懐中電灯、カセットコンロ、ライター、ラジオ、モバイルバッテリー、乾電池、ビニール袋、ティッシュ、歯磨きセット、生理用品、トイレトペーパー、常備薬等）

もしものときは避難所へ

地震等により、自宅が損壊・倒壊のおそれがあるときや、近隣に火災の危険がある等自宅での避難生活が困難な場合は、近くの一次避難所へ避難しましょう。一次避難所の詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。



参加しよう！あなたの地域の防災訓練

区内の町会・自治会では、初期消火・応急救護等の訓練や、町会・自治会の担当者との職員が連携して行う避難所の開設・運営訓練を行っています。

町会・自治会の防災訓練の日程等の詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。



アンケート調査にご協力をお願いします

今後の計画や事業に反映するため、皆さんの悩み・ストレス等に関する調査を実施します。希望者には、「あらチャレ」ポイント50Pを差し上げます。詳細は、**下記ホームページ（右の二次元コード）**をご覧ください。



年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

届出
問合せ

- ▶給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092(ナビダイヤル)
※050で始まる電話でかける場合は、☎03(5539)2216
- ▶荒川年金事務所 ☎(3800)9151
- ▶国保年金課国民年金係（区役所1階） ☎(3802)4168

支給要件

- ▶**老齢基礎年金を受給している方**
次の要件をすべて満たす方
 - 65歳以上
 - 世帯員全員の特別区民税・都民税が非課税
 - 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が90万9000円以下
- ▶**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**
 - 前年の所得額が479万4000円以下

申込み

- ▶**新たに年金を受給する方**
年金の請求手続きと併せて、年金事務所または国保年金課国民年金係で請求手続きをしてください。
- ▶**新たに年金生活者支援給付金を受給する方**
日本年金機構から、案内を順次送付しています。同封の年金生活者支援給付金請求書に必要事項を記入し、提出してください。
- ▶**すでに年金生活者支援給付金を受給している方**
手続きは原則不要のため、請求書は送付されません。引き続き要件を満たしている場合は、継続して受給できます。なお、所得状況等により要件を満たさなくなった場合は、12月以降に日本年金機構から「年金生活者支援給付金不該当通知書」を送付します。詳細は、年金事務所にお問い合わせください。

インターネットを利用した口座振替登録の変更

9月1日(火)から、Web口座振替受付サービスで登録できる対象金融機関に、三菱UFJ銀行が追加されます。

対象・問合せ

- ▶特別区民税・都民税・森林環境税……………税務課税務係 ☎内線2326
- ▶国民健康保険料・後期高齢者医療保険料……………国保年金課保険料係 ☎内線2387
- ▶介護保険料……………介護保険課資格保険料係 ☎内線2441
- ▶保育園保育料……………保育課入園相談係 ☎内線3825
- ▶学童クラブ保育料………登校・放課後サポート課児童事業係 ☎内線3851